

ハイトン スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド

追加型投信／海外／資産複合

投資信託説明書(交付目論見書)

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号

[照会先]

ホームページ <http://www.sparx.co.jp/>

電話番号 03-5435-8200(受付時間:営業日の9:00~17:00)

※平成24年5月1日より、電話番号を03-6711-9200へ変更する予定です。

<受託会社> [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券*)	年2回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は「株式一般、債券一般」です。

◆上記、商品分類及び属性区分の定義について

詳しくは、社団法人投資信託協会のホームページ【<http://www.toushin.or.jp/>】をご参照ください。

■この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「スパークス・海通・グレーターチャイナ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成24年2月29日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成24年3月1日に発生しております。

■当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合に、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。

■当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

■金融商品取引法第15条第3項に規定する交付の請求があったときに直ちに交付しなければならない目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。なお、請求目論見書の交付を請求した場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

委託会社名	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	2006年4月3日
資本金	25億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	766億円 (2011年12月30日現在)

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、グレーターチャイナ（中国、香港、台湾等）の株式へ投資を行う投資信託証券、人民元建て債券への投資を行う投資信託証券への投資を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色



① 経済成長の著しい中国へ投資

グレーターチャイナ（中国、香港、台湾等）の株式と、人民元建て債券を実質的な投資対象とし、中長期的なキャピタルゲインとインカムゲインを享受することを目指します。



② RQFII制度^(※)等を通じて中国の経済成長を捉えることを目指します。

原則として、日々設定解約が出来る仕組みです。ただしお申込不可日があります。実質的な運用は、海通・アセット・マネジメント・リミテッド(香港)が担当します。

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券ではRQFII制度が現在のところ適用されておらず、主として香港で発行される人民元建て債券や香港上場の中国企業の株式への投資により運用を行っております(2012年1月現在)。将来的には、当ファンドにおいてRQFII制度が適用される投資信託証券を組み入れられるよう海通・アセット・マネジメント(香港)と協議を重ねております。ただし、制度上の制約等により当ファンドの組み入れる投資信託証券へのRQFII制度の適用は困難な場合も考えられます。(2011年12月末現在)



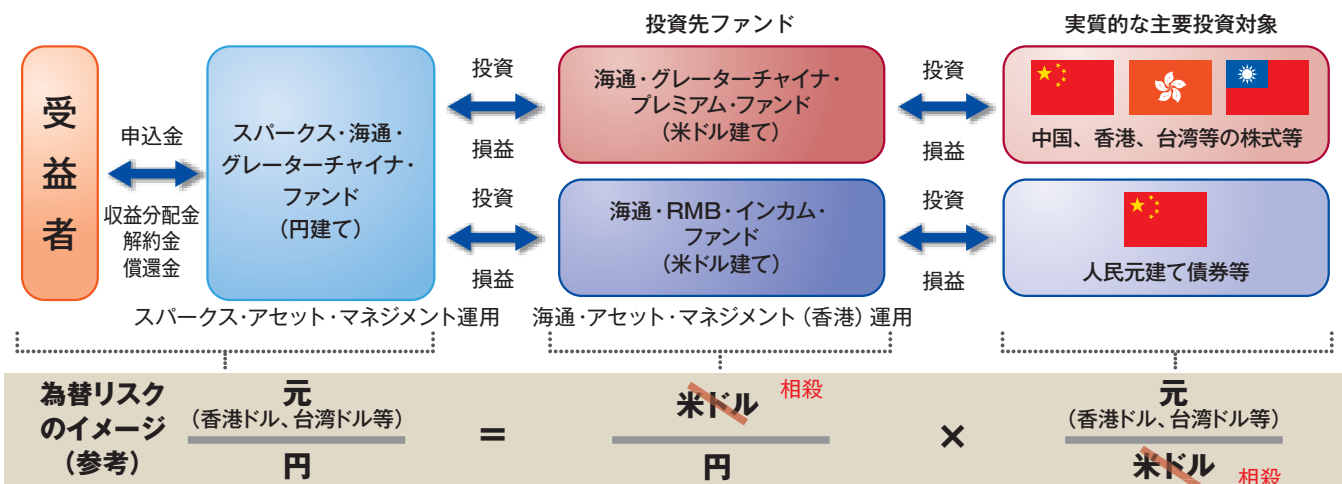
③ 中国人民幣の上昇による値上がりを目指す

原則として為替ヘッジは行いません。

また年2回決算を行い、配当等収益等を中心に分配を行います。

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ形式で実質的にグレーターチャイナの株式に約 50%、人民元建て債券に約 50%投資するバランス型ファンドです。



※投資配分は、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化や流動性に問題がある場合等、および信託財産の規模によっては、上記の比率が保たれない場合があります。

※同様の投資方針を有する同じ運用会社の運用する投資信託証券に入れ替えることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

RQFII制度について

人民元適格外国機関投資家（Renminbi Qualified Foreign Institutional Investor）制度の略で、香港域内に蓄積された人民元を香港に拠点を有する中国本土系証券会社等を通じて中国本土に還流させるためのパイロット制度です。ミニQFII制度とも呼ばれます。RQFII枠の割り当てを受けた機関投資家は、香港域内で募集した人民元建て資金を、許可された投資枠内で中国本土の証券市場で運用することができます。2011年12月に海通・アセット・マネジメント（香港）を含む機関投資家21社が中国証券監督管理委員会（CSRC）、中国人民銀行（PBOC）および中国国家外貨管理局（SAFE）より最初の総額200億元のRQFII投資枠を取得しました。今後もRQFII枠の拡大が期待されており、当ファンドにおいてもRQFII制度を利用した投資が可能となるよう、海通・アセット・マネジメント（香港）と協議を続けております。

実質的な運用を担当する『海通・アセット・マネジメント(香港)』について

- 海通・アセット・マネジメント（香港）は、中国最大級の金融グループ会社の海通証券の100%子会社であり、グループからも強力なリサーチサポートを得ています。
- 企業リサーチについては、上海に拠点を置く海通証券研究所（約100名）と、香港に拠点を置く海通国際研究所（約20名）の強力なサポートを得ています。また、債券市場、株式市場の分野において親会社の海通証券からも総合的なサービス、サポートが得られます。
- 運用調査チームは、ファンドマネージャー5名、アナリスト5名等、総勢13名のプロフェッショナルチームで構成されています。

（2011年12月末日現在）

■ 主な投資制限 ■

投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。

■ 分配方針 ■

年2回の決算時（原則として5月29日および11月29日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、分配を行わないこともあります。
- ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※上記の分配方針は将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行います。投資対象とする投資信託証券は、値動きのある中国等の株式および人民元建ての債券などを投資対象としているため、当ファンドの基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により当ファンドの基準価額が変動します。**従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

価格変動リスク

当ファンドは、実質的に外国株式および外国債券を主要な投資対象とします。内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式および債券相場が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株式の価格は個々の企業の活動や市場状況等により変動し、債券の価格は市場金利の変動等により変動するため、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。外国為替相場の変動により投資を行う投資対象国の通貨建て資産の価格が変動し、これにより当ファンドの基準価額が変動し、損失を生じる場合があります。

信用リスク

当ファンドが投資している有価証券やコマーシャルペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。

カントリーリスク

投資対象国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる可能性があります。

市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、投資先の投資信託証券において、解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

●中国証券市場に関する制度的な留意点

人民元建ての株式（上海A株、深センA株）および債券への投資については、RQFII等の制度上の規制に伴う制約を受けます。また、中国政府当局により、対外収支状況などを理由として、海外への送金規制などが行われた場合には、信託財産の回金処理が予定通り行えない可能性があります。中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。中国国内における課税の取扱いについては、明らかではない部分があり、期間収益に対する税金が課せられたり、投資先の投資信託証券の信託財産留保額が引き上げられたりした場合、実質的に当ファンドの負担が増加する可能性があります。

●システムリスク・市場リスク等に関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的に各ファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

●購入・換金申込等に関する留意点

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、主要投資対象である投資信託証券の取得申込・一部解約の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の申込受付を取り消すことができます。

また、ファンドが投資対象とする中国証券制度上の制約に照らし、換金申込の総額が過大で、換金申込に伴う支払資金に不足が生ずる事態が予想される場合にも、換金申込受付の中止措置をとることがあります。香港では、台風等の影響で、予告なく休業日になる場合があります。投資先の投資信託証券の基準価格は香港で算出・発表されるため、当日の基準価格が入手できない場合があります。この場合、投資先の投資信託証券は直前の営業日の基準価格で評価するため、お客様の想定される基準価額で当ファンドの購入・換金が行われない場合がありますのでご留意下さい。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。

追加的記載事項

投資対象とする投資信託証券の概要

海通・グレーターチャイナ・プレミアム・ファンド（ケイマン籍）	
主な投資対象	中国A株（リンク債を含む）、中国B株、香港レッドチップス、香港H株、その他香港株式および台湾株式
投資方針	グレーターチャイナの経済成長により利益を享受すると思われる割安な銘柄に投資を行います。
主な投資制限	株式の投資にあたっては、1銘柄の組入は、純資産総額の10%を限度とします。
為替ヘッジ	外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
投資顧問会社	海通・アセット・マネジメント（香港）

海通・RMB・インカム・ファンド（ケイマン籍）	
主な投資対象	人民元建ての債券等
投資方針	主として人民元建ての債券等に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資制限	流動性に欠ける資産の組入は、純資産総額の15%以下とします。
為替ヘッジ	外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
投資顧問会社	海通・アセット・マネジメント（香港）

※投資対象とする投資信託証券は、同様の投資方針を有する同じ運用会社の運用する投資信託証券に入れ替えることがあります。

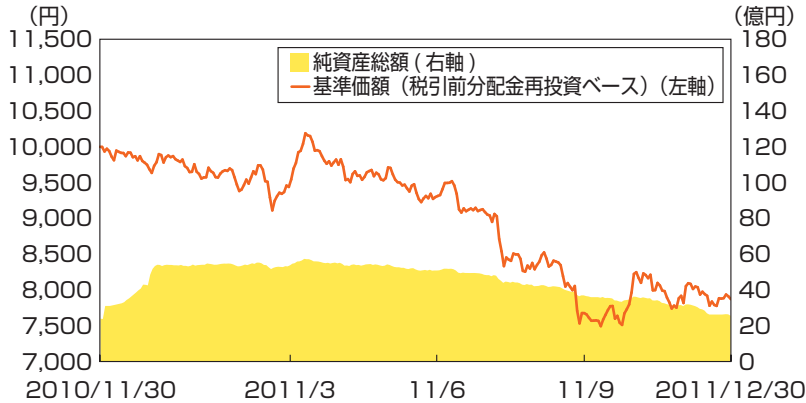
3. 運用実績

(2011年12月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■ 基準価額(税引前分配金再投資ベース)・純資産総額の推移

当初設定日(2010年11月30日)～2011年12月30日



※基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものと計算したものです。

■ 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	7,872円
純資産総額	25.6億円

■ 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期		分配金
第1期	2011年5月	0円
第2期	2011年11月	0円
設定来累計		0円

主要な資産の状況

■ 資産配分

資産の種類	比率
海通・グレートチャイナ・プレミアム・ファンド(米ドル建て) (株式投資対象ファンド)	45.5%
海通・RMB・インカム・ファンド(米ドル建て) (債券投資対象ファンド)	47.7%
キャッシュ等	6.8%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■ 組入上位銘柄

- 海通・グレートチャイナ・プレミアム・ファンド(米ドル建て)
(株式投資対象ファンド)

組入上位10銘柄		業種	比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	情報技術	6.63%
2	IND & COMM BK OF CHINA-H	金融	6.58%
3	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	金融	6.15%
4	HON HAI PRECISION INDUSTRY	情報技術	5.19%
5	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	金融	3.96%
6	HUTCHISON WHAMPOA LTD	資本財	3.85%
7	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	3.54%
8	WASION GROUP HOLDINGS LTD	情報技術	2.96%
9	FORMOSA PLASTICS CORP	素材	2.85%
10	SUN HUNG KAI PROPERTIES	金融	2.67%

- 海通・RMB・インカム・ファンド(米ドル建て)(債券投資対象ファンド)

組入上位5銘柄		残存年数(年)	クーポン(%)	比率
1	R&F PROPERTIES HK CO	2.33	7.00	10.03%
2	ZHONGSHENG GROUP	2.31	4.75	9.72%
3	CHINA POWER INTL DEVELOP	3.98	3.20	9.56%
4	FAR EAST HORIZON LTD	2.43	3.90	9.43%
5	SHANDONG CHENMING PAPER	2.29	2.95	9.39%

※比率は各投資対象ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類に基づきます。

年間収益率の推移



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。
※2010年は設定日(2010年11月30日)から年末までの収益率を表示しています。
※当ファンドはベンチマークはありません。

※ 上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※ 最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が別に定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時まで
購入の申込期間	平成24年3月1日から平成25年2月28日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、以下に該当する日は、購入・換金申込の受付は行いません。 ・香港、上海または深センのいずれかの取引所の休業日 ・購入、換金申込日の翌営業日が、香港の取引所の休業日 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、主要投資対象である投資信託証券の取得申込・一部解約の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金の申込受付を取り消すことができます。
信託期間	平成32年11月29日まで(平成22年11月30日設定)
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権口数が20億口を下回った場合 ・やむを得ない事情が発生したとき ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
決算日	毎年5月29日および11月29日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合等は、分配を行わないこともあります。 ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	500億円を上限とします。
公告	電子公告の方法により行い、ホームページ【 http://www.sparx.co.jp/ 】に掲載します。
運用報告書	ファンドの毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、原則として、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用、税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.15% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の信託財産の純資産総額に対して年率1.3755% (税抜1.31%) を乗じて得た額とします。 ※配分については以下の通りとします。		
		委託会社	販売会社	受託会社
		0.504% (税抜0.48%)	0.84% (税抜0.80%)	0.0315% (税抜0.03%)
	投資対象とする 外国投資信託	■海通・グレーターチャイナ・プレミアム・ファンド(ケイマン籍) 運用報酬は純資産総額に対して年率0.58%。 ■海通・RMB・インカム・ファンド(ケイマン籍) 運用報酬は純資産総額に対して年率0.58%。 ※また投資対象とする投資信託証券は、同様の投資方針を有する同じ運用会社の運用する投資信託証券に入れ替えることがあります。		
	実質的な負担	上記2ファンドに50%ずつ投資した場合、受益者が実質的にご負担いただく信託報酬率(概算)は1.9555%程度(税込)となります。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドにおける実際の当該ファンドの組入れ状況や純資産額等によっては、実質的な信託報酬は変動します。		
その他の費用・手数料	監査費用、目論見書や運用報告書等の作成費用など諸費用等ならびに組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等を信託財産でご負担いただけます。投資先ファンドにおいては上記の他、受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。			

※運用管理費用、諸費用等は日々計上され、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。売買委託手数料はその都度信託財産から支払われます。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年12月末日現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。